

議案第 29 号

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定
することについて

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 22 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

人事院勧告に伴い、これに準じて本市職員の給与等の改正をするため。

改 正 要 綱

- 1 職員の期末手当の支給月数を 0.15 月分引き下げ、年間の期末手当支給月数を 2.4 月とすること。
- 2 特別職及び任期付職員に係る期末手当の支給月数を 0.1 月分引き下げ、年間の期末手当支給月数を 3.25 月とすること。
- 3 職員に準じて会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改正すること。
- 4 令和 3 年度の期末手当の引下げ分に相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当で減額調整すること。

石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(石岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 石岡市職員の給与に関する条例（平成17年石岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年石岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項及び第24条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の石岡市職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第5条及び第3条の規定による改正後の石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び石岡市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、第4条の規定による改正後の石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条及び第24条又は石岡市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年石岡市条例第39号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第
1 条に規定する特別職の職員 167.5分の10

ウ 石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第6条第1項に規
定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 72.5分の10